

食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用について

1. はじめに

近年、ポリエチレンフタレート製ボトル（PET ボトル）や発泡ポリスチレントレイ（PS トレイ）をはじめとしたプラスチックのリサイクルが推進されてきているところであるが、再生プラスチック材料を食品用器具及び容器包装に使用するためには、食品衛生法を遵守し、食品衛生上の安全性を確保することが不可欠である。

再生プラスチック材料を使用した器具及び容器包装は、現行の食品衛生法で定める規格・基準に適合しなければならないのはもちろんであるが、再生プラスチック材料に混入した化学的な汚染物質が食品中に移行しないように留意する必要がある。

以上を踏まえ、今般、食品用器具及び容器包装への再生プラスチック材料の使用について、検討を行うこととする。

2. 我が国の現状

我が国では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）（1995 年施行）により、PET ボトルをはじめとするプラスチック容器包装のリサイクル事業が推進されている。特に PET ボトルについては、分別回収が実施されていることから、生産量の約 80%が回収されて国内外で再商品化されている。そのうち、国内における食品用途への再利用は約 39%である。食品用途としては、主にトレイやパック（卵パック、果物パック等）に利用されているが、食品が接触する面には、バージン層が積層されており、直接食品が接触しないように使用されているケースが多い。しかしながら、欧米では、食品との接触面にも再生材料が使用されており、我が国でも飲料用 PET ボトル等、再生材料が食品と直接接触する使用も見られはじめています。

PS トレイについては、容器包装リサイクル法に基づく回収に加えて、事業者が独自に輸送の効率性及び原料となる使用済み製品の制限及び管理等を考慮して構築した回収ルートによる回収が主な回収源となっている。

回収された使用済み材料は再生事業者により、原料の選別、粉碎、洗浄等の工程を経て、再生ペレットとして再商品化される。その後成形加工メーカ

一において、適宜新品レジンも配合された後、シートやトレイに成形され、最終製品となる。

食品衛生法においては、再生プラスチック材料の利用を想定した規格基準は、特に設定されていないため、一部の事業者や業界団体が自主的に基準等を設けて安全性確保に向けた取り組みを実施している。米国食品医薬品庁（FDA）においては、ノーオブジェクションレター（NOL）による事実上の個別承認制度を実施していることから、FDAで承認をとった工程と同じ工程で実施しているところも多い。

3. 欧米の規制状況

（1）米国

FDAは、1992年「食品包装に再生プラスチックを使用する際に考慮すべき課題：化学的な考察」というガイダンスを公表して、再生プラスチック材料を食品包装に使用するための方法論と判断基準を示している（2008年一部改正）。FDAは、当該ガイダンスを踏まえて、個別の事例に対して、NOLでの回答を実施しており、これが事実上の個別承認制度になっている。2011年6月時点で147件の事例がNOLを得ている。

（2）EU

2008年に再生プラスチック材料の食品用途への使用に関する規則が発出された。それまでは、各国ごとに独自の規制が実施されていたが、この規則により、欧州食品安全機関（European Food Safety Authority (EFSA)）による事前の安全性評価が義務づけられた。個別承認制度であるので、評価基準は明らかにされていない。なお、当該規則の中では、化学的再生工程やバージン品製造工程におけるオフカット品やスクラップは除外されている。2011年7月現在、60件ほどの申請がEFSAに提出されており、そのうち評価結果が出されているのは2件のみ（2011年7月22日現在）である。

4. 対応案

食品衛生法においては、再生プラスチック材料の利用を想定した規格基準は、設定されていない。過去に個別案件として、化学的再生法を用いた再生PETの食品用器具及び容器包装への使用について、個別案件として2件、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼し、問題ないとの評価結果を得ているが、それ以外の事例については、特に食品安全委員会の評価は実施されておらず、事業

者各自の評価、判断により使用されているのが実態である。

PETトレイ協議会等の業界団体は、自主基準を設定して再生材料の安全性確保に向けて、積極的に製品管理を実施しているが、自主基準であるため、強制力を持たない、また、輸入品等会員企業以外には基準が浸透していない等の問題点がある。

平成13から15年に実施された厚生労働科学研究¹における食品用器具及び容器包装への再生プラスチック材料の使用に関する研究結果及び先に述べた欧米での規制状況等を踏まえ、平成22年度厚生労働省委託事業「食品用器具及び容器包装の規制の国際整合化にむけた見直しの検討業務（株式会社野村総合研究所実施）」の中で、再生プラスチック材料の食品用途への使用に関するガイドライン（案）の策定ワーキンググループが設置され、その中で、ガイドライン（案）策定についての検討がなされた（資料3-3）。

これらの検討結果も踏まえ、食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用について、以下の方向で対応することを関係省庁と調整したい。
（対応案）

再生材料を使用する上で最も重要な点は、その原材料である使用済み製品に混入した有害物質（汚染物質）が食品中へ移行しないことである。再生プラスチック材料中の汚染物質が食品を汚染しないことを保証する方法として、代理汚染物質試験²が、欧米でも導入されており、我が国でも当該試験による確認を義務づけることが妥当であると考えられるが、機能性バリアの使用や、バージン材料の配合等、その他の方法で汚染物質が食品に混入しないことが担保できる場合には、その根拠を明らかにすることにより、代替することができる。さらには、原料の範囲規制や用途制限の実施等、様々なアプローチを組み合わせることで個々の事業者が対応できる部分があり、個別事例ごとにケースバイケースで総合的に判断する必要がある。食品用器具及び容器包装は食品衛生法第18条に基づき、規格基準が定められているところであるが、再生プラスチック材料の使用の可否については、総合的な判断を伴うため、規格基準による管理が困難である。以上より、プラスチックに関して、再生材料を用いた器具、又は容器包装ごとにその製造又は加工の方法についての評価及び承認を受けたもののみ製造・輸入できることにする。

なお、欧米でも同様の制度体系がとられている。

¹平成13-15年度厚生労働科学研究費補助金分担研究報告書「リサイクル包装材の安全性確保に関する研究」（主任研究者 河村葉子）

² 化学物質の物理化学的性質を代表する種々の化学物質で意図的に汚染させた試料を調製し、これを実際の再生工程で処理して各化学物質の残存量または溶出量を求め、この結果から汚染物質の食品への移行量が十分に低いことを実証する試験